

電子情報通信学会関西支部 優秀論文発表賞規定

(平成 20 年 3 月 5 日制定)

(平成 24 年 3 月 16 日一部改正)

(平成 25 年 9 月 27 日一部改正)

(平成 27 年 9 月 29 日一部改正)

1. 電子情報通信学会関西支部優秀論文発表賞（以下優秀論文発表賞と略す）は、優秀な会員の育成を目的として、電気関係学会関西連合大会（以下連合大会と略す）において優秀な講演発表を行った研究者または技術者に贈呈する。
2. 優秀論文発表賞を受けるものは、連合大会において優秀な論文発表をした者で、次の各号全てに該当する者から選定する。
 - (ア) 当学会に著作権を譲渡した者
 - (イ) 過去 3 年の間にこの優秀論文発表賞および連合大会奨励賞を受賞していない者
3. 優秀論文発表賞の受賞者は、一般講演の各セッション毎に選定するとし、当該セッションに適切な論文発表がない場合は選定しない。
4. 受賞者は支部運営委員会にて決定する。
5. 優秀論文発表賞は、表彰状および副賞とし、次年度の支部総合報告会にて表彰する。副賞は 5,000 円とする。
6. 本規定の改定は、支部運営委員会にて承認を得るものとする。
7. 本規定の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する

以上